

千葉、昭54不3の2、昭55.7.22

命 令 書

申立人 ノースウェスト航空日本支社労働組合

被申立人 富里商事株式会社

主 文

- 1 被申立人会社は、その管理職をして、申立人組合の組合員である被申立人会社の従業員に対し、同組合への加入の有無、その動機理由、同組合からの脱退意思の有無を確認させたり、同組合及びその役員を誹謗させたり、同組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いを暗示させたりして、同組合からの脱退を慫慂したり、または脱退させたりして、同組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、本命令交付後3日以内に下記文言を記載した文書を申立人組合の代表者に交付するとともに、同文書を縦1メートル、横2メートルの白紙に明瞭に墨書し、被申立人会社の経営する肩書の成田インターナショナルホテルの従業員食堂の壁の見やすい位置に向う1週間にわたって毀損することなく掲示しなければならない。

記

陳 謝 文

ノースウェスト航空日本支社労働組合

中央執行委員長 A 1 殿

富里商事株式会社

代表取締役 B 1

当社は、管理職をして、

- 1 貴組合の組合員に対し、貴組合への加入の有無、その動機理由、貴組合からの脱退の意思

の有無を確認させたり、貴組合及び貴組合の役員を誹謗させたり、貴組合の組合員であることを理由とする不利益取扱いを暗示させたりして、貴組合からの脱退を慫慂したこと。

## 2 貴組合から貴組合員を脱退させたこと。

が、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると千葉県地方労働委員会により認定されました。よって、当社はこのことを貴組合に陳謝するとともに、今後このようなことのないよう約束いたします。

年 月 日

(年月日は文書を交付及び掲示した日を記載すること)

## 理 由

### 第1 認定した事実

#### 1 当事者

(1) 申立人ノースウエスト航空日本支社労働組合（以下組合という。）は、昭和35年6月結成され、申立外ノースウエスト航空会社（以下ノースウエストという。）及び被申立人富里商事株式会社に働く労働者の個人加入により組織されている単一組織の労働組合であって、肩書地に事務所を置く外、事業所又は地域等の別により10支部を有しており、本件結審時の組合員数は約490名である。

(2) 被申立人富里商事株式会社（以下会社という。）は、ノースウエストの乗務員宿舎及び乗換旅客用室の管理業務を主たる目的としてノースウエストの100パーセント出資により設立された株式会社であって、肩書地（編注、東京都港区）に本社を置き、千葉県印旛郡富里村七栄650の35所在の成田インターナショナルホテル（以下ホテルという。）を経営しており、本件結審時の従業員数は約100名である。

#### 2 申立外ノースウエスト航空日本支社労働組合成田インターナショナルホテル支部の公然化

(1) ホテルの従業員9名は昭和54年8月2日組合の中央執行委員長A1（以下A1委員長という。）と面会し、ホテルの現在の労働条件が入社時と違っている等問題があるとして、

同人に対し組合加入を要望した。次いで同月11日ホテルの従業員10名前後は組合のA1委員長及び中央執行委員数名と会合し、ホテルの資本系列上最も身近にある組合に加入したい旨再度意向を表明した（同日から9月5日までに約60名のホテル従業員が組合に加入し、後記の事情により本件結審時には約29名に減少）。9月2日13時から組合は臨時中央執行委員会を開催し、ホテルの組合員で組織する成田インターナショナルホテル支部（略称ホテル支部）（以下ホテル支部という。）の結成を承認可決した。

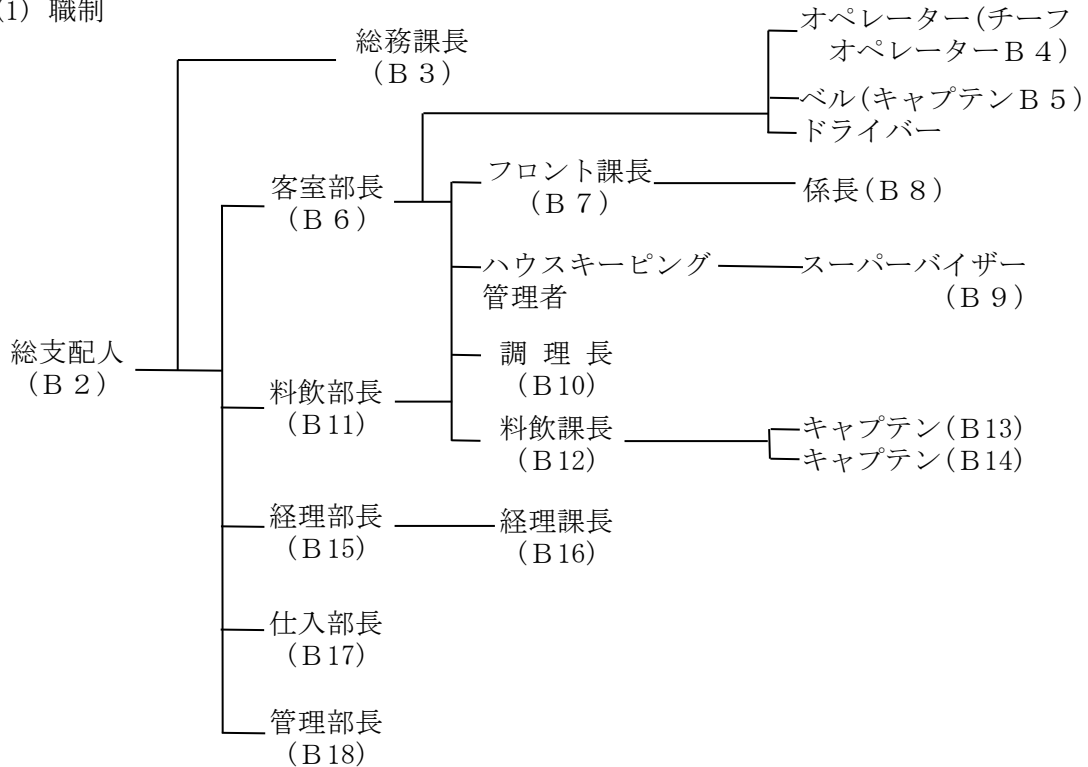
また、同日夜会合したホテル支部組合員20数名は全員一致の拍手をもって、ホテル支部委員長A2（以下A2支部委員長という。）、同副委員長A3及び同書記長A4のホテル支部三役を選出した。9月3日午前中A2支部委員長はA1委員長に「ホテルキッチンにおいて組合ができたことが発覚したらしい」との電話をした。同日午後A1委員長、A2支部委員長等は善後策を協議するとともに同日夜、ホテル支部組合員約30名とA1委員長は会合し諸々の注意事項を確認した。

(2)① 9月4日9時半頃A1委員長は電話でホテルの総支配人B2（以下B2総支配人という。）に、ホテル支部の役員を同行するから面会したいと申し入れたところ、B2総支配人は、「組合ができたのは今初めて知った。したがって、ホテルの皆さんにお会いするというのではなくして、組合からの通知をまず見せていただきたい。そのためにはA1委員長一人で持ってきていただければよろしいのではないか」と答えた。

② 同日13時頃、A1委員長はB2総支配人とホテルの事務所で面会し、組合及びホテル支部連名の同日付け文書をもって、ホテル支部の結成並びに上記ホテル支部三役の氏名を通知するとともに、諸々の要求については後日提出するので、その間あらゆる不当労働行為をすることなく、今後は当組合を通じて対処されたき旨を要請し、かつ、同行しているホテル支部役員との面会を再度申し入れたが、B2総支配人は、「会社にはまだ組合ができたという認識はない」、「私もこういうことを担当してから5年の時間的経過があり、物事にうとくなっている」、「会社にもこういう事態に対応する窓口等もない」と言って申入れを拒否した。同人は、かつてノースウエストの人事部長に在籍した当時組合と団体交渉を行ったことがあり、A1委員長とは面識があった。

### 3 昭和54年9月現在におけるホテルの職制とその管掌事項

#### (1) 職制



#### (2) 管掌事項

- ① 総支配人 ホテルの運営全般に関すること。
- ② 客室部長 フロント、ハウスキーピング、電話交換（オペレーター）、ベル、ドライバーの業務管理指導に関すること。
- ③ 料飲部長 レストラン及び調理場に関すること。
- ④ 経理課長 営業会計及び財務に関すること。
- ⑤ 総務課長 人事労務、福利厚生及び庶務全般に関すること。

### 4 ホテル支部公然化に対する会社の組合対策

- (1) 9月4日14時頃、B2総支配人は、客室部長B6（以下B6部長という。）、料飲部長B11（以下B11部長という。）、経理部長B15（以下B15部長という。）及び総務課長B3（以下B3課長という。）をホテル本館1階にある自分の事務室に電話で呼び集め、同人等に組合からホテル支部結成通知がなされたことを伝えた。また、同日18時過ぎ、B2総支配人、B6部長、B11部長、B15部長、B3課長、経理課長B16及び調理長B10は、

総務課の事務室があるホテル別館（通称アネックス）に参集した。席上、B 2 総支配人が「どこら辺に問題があって組合ができたのだ」と詰問したところ、B 6 部長以下は「全くわからない」と答えたので、B 2 総支配人は「君らは管理職としてなっちゃいねえじゃないか」と言って、管理職としての部下の掌握に関する不手際を叱責し、「今後そういうことのないようにみんなをひっぱっていけ」と申し渡し、部下の組合員を組合から脱退させるよう命じた。そして、B 2 総支配人はその夜のうちに東京在住の会社の役員と協議して(2)の組合対策を決定した。

(2) 9月5日朝、会社は、ホテル支部委員長A 2宛の下記文言を記載した「通知並びに申入書」と題する文書（以下申入書という。）を従業員食堂の壁に張り出すとともに、B 3 課長をして組合に交付した。また、昼頃には、各職場の責任者にその写しをB 3 課長をして配布した。

#### 記

- 1 昭和54年9月4日付通知と題する文書によると「9月4日支部を結成した」とありますが、同日（9月4日）支部結成したことは真実であるか否か、また、規約に基づき適法な手続きによって支部役員を選出したのか否か、文書をもって簡単明瞭に御回答下さい。
- 2 組合（支部）結成通知に当り組合（支部）規約を提出されないことは何故でしょうか。組合（支部）規約を至急御提出下さい。支部員数も御通知下さい。
- 3 支部の協定当事者適格（締結権限）について明確にするため、次の諸点について支部の見解を至急求めます。(1)委員長及び支部役員の権限責任。(2)委員長が支部を代表できるかどうか。(3)支部員の権限義務。(4)委員長が支部内で発生したすべての問題を処理し解決する権限を持たれておるかどうか。
- 4 支部は労組法上の独立した労働組合であるのか否か。
- 5 支部に所属する従業員名簿があればその提出を要望します。
- 6 回答を求められる文書については少なくとも7労働日前までに提出されないと業務の都合により回答できません。
- 7 御質問事項がありましたら、御遠慮なく文書をもって総務課に御申出下さい。当社は文

書をもって回答致します。

以 上

昭和54年9月5日

富里商事株式会社 代表取締役 B 1

ホテル支部 委員長 A 2 殿

- (3) 同日夜、東京にいたB 2総支配人は、B 15部長、B 11部長、B 6部長、B 3課長、調理長B 10、フロント課長B 7、料飲課長B 12（以下B 12課長という。）及びベルキャプテンB 5を東京銀座の銀座東急ホテルに緊急招集し、職場のセクションごとの勤務表（月間ワーク・スケジュール）を持ち寄って、従業員一人一人について組合加入・脱退の状況を点検させるとともに管理職の不手際を重ねて叱責した。

#### 5 管理職の言動

- (1)① 9月5日12時頃、B 6部長は、オペレーター室に行き、勤務中の組合員であるオペレーターA 5（以下A 5という。）に対し、持参した申入書を紙袋から取出して見せ、「これを見ましたか」と言った。A 5が先程従食で見たと答えると「あなたは組合に入っていますか」と言った。A 5が入っていると答えるとさらに「他のオペレーターはどうなんですか」と言った。A 5が他のオペレーターはわからないと答えると「どうして組合に入ったのか」と言った。A 5が答えないでいると「どうしてこういう事態になったのかわからないので参考のために聞かせてほしい」と言った。
- A 5が「こういう事態」という言葉を「組合ができたこと」と理解し黙っていると、「成田のほかのホテルに比べてうちは給料もいいし、休みも多くある。そういう問題はないじゃないか」と言った。そして最後に「組合をやめる気はありませんか」と言ったのでA 5はここでやめる気なら最初から入っていないと答えると「考え直す気はないんだね」と言った。A 5が考え直す気はない旨の返答をすると「ではまた来ます」と言って、オペレーター室を出ていった。（A 5は15時過ぎ、オペレーター控室でB 6部長がチーフオペレーターB 4（以下B 4という。）に対し、組合加入の有無を確認したり、スーパーバイザーが組合に入ることは好ましくないと言っているのを聞いてい

る。)

- ② 9月5日13時頃、B6部長は、ホテルの2206号室で組合員であるハウスキーピングのフロアスーパーバイザー（係長）B9（以下B9という。）に対し、「組合に入っているのか」と言った。B9が入っていると答えると、「日頃親しく話をしているのにそういう不平不満、そういうものがぼくの耳に入らなくて心外である」と言った。さらにB6部長はB9に対し、組合脱退の意思の有無を確認するとともに「スーパーバイザーが組合に入ることは好ましくない。会社側に立ってほしい」と言ったり、「組合活動を続けると会社がどのような態度に出るかわからない」と言った。（9月10日B9は脱退届を作成し、会社に提出した。会社はこの脱退届を組合に郵送した。）
- ③ 9月5日14時30分頃、B6部長は、ホテルの2206号室で組合員であるホテルのバスドライバーA6（以下A6という。）に対し、組合加入の有無を確認し、同人が入っていると答えると「組合に加入したことについて相談が無かったのは残念です。今からでも脱退する気はありませんか」と言った。
- ④ 9月5日15時20分頃、B6部長は、オペレーター室の控室で組合員であるB4に対し、組合加入の有無、その動機、組合脱退意思の有無を確認するとともに「スーパーバイザーの組合への加入は会社側につくべき立場の人間の行為として好ましくない」と言った。（9月11日B4は脱退届を作成し、会社に提出した。会社はこの脱退届を組合に郵送した。）
- (2)① 9月5日13時40分頃、レストラン入口でB12課長は、組合員であるホテルレストランウェイターA7（以下A7という。）を呼んで、レストラン横のカクテルラウンジに行き、入口で待っていたB11部長と3人で21番テーブルに座り、A7に対し、「会社に9月4日付けで組合結成の通知がきているけれども組合に入っているのか」と言った。A7が入っていると答えると「どうして組合に入ったのか」と言った。A7が勤務時間が過酷である等の例をあげてその改善のため加入した旨を答えると、B12課長は「自分もヒルトンホテルに勤めていた頃組合に入っていたが、ヒルトンの場合は独自の組合であったのだが、A7君の入っている組合は独自の組合でなく外部

のノースの組合に加入している。それが心配だ」、「会社は、組合のためにごたごたするのならば利用客を他のホテルに回して2年間ぐらいホテルを閉鎖することもできる。また、配膳会に仕事を請負わせてあなた方の仕事をとりあげることもできる」、「ホテルはオープンして1年半と間もない。3年、4年と長い目で見てくれればそういう不平不満もだんだん改善されてくる。だから長い目で見てくれ」と言った。B12課長が中座するとB11部長はA7に対し、「組合に入っているといままでのように自由に仕事を頼めなくなる」と言った。A7は本来の仕事とは別に個人的にB11部長から頼まれて、レストラン入口のメニューを入れる額とか、電気の配線工事とかをしたことがあった。B12課長は席に戻ると再びA7に対し、「ホテルはどこでも労働条件は余りよくない。私もいくつかホテルを回っているが、B2総支配人というすばらしい人間にめぐりあえた。私はあの人を信用しているのであの人に賭けてやっていきたい。だから一緒に賭けてみないか。組合加入を考え直す気はないか」と言った。A7はこの言葉を聞いて動揺したため、B12課長に対し「よく考えてみます」と言った。

- ② 翌6日16時30分頃、レストランのカウンター付近でB12課長は、A7を呼んでカクテルラウンジに行き1番テーブルに座り、A7に対し、「考えは変わったか」と言った。A7はこの言葉を組合をやめる気になったかという意味に理解したので考えは変わっていない、組合でがんばると言った。そして、A7はその日同じテーブルでレストランウェイターのA8がB12課長の面前で書類にサインをしているところを目撃したり(A7はこれをB12課長の脱退工作と感じた)、レストランウェイターのA9が同課長に呼ばれ、組合をやめてくれないか、と言われたと聞いているので、同課長に対し、一人一人呼んで工作するのはやめてほしいと抗議をした。同課長は最後に「A7君みたいに仕事を一生懸命やるし、伸びる人間が組合関係で活動するのは好ましくない。また将来他のホテルに移るような場合、組合活動をしていたということがずっとついて回って不利になる」と言った。(B12課長は、A7の入社の際A7を会社に推薦した人物である。)

- (3)① 9月6日15時40分頃、B12課長は、組合員であるホテルレストランウェイターA9



(以下A 9という。)をカクテルラウンジに呼び1番テーブルに座り、A 9に対し、組合加入の有無を聞き、A 9が入っていると答えると「どうして入ったんだ。一言くらい相談があっても良かったじゃないか。まあ相談したら組合のことがわかってしまっ  
て言えなかったんだろが、入った理由を言ってみろ」と言った。

A 9は前に勤めていた会社の例をあげて、会社の赤字理由を知りたいと言うと、B 12課長は、「大分組合に染ったな」と言った。

- ② 9月11日11時30分頃、B 12課長は、レストランのアシスタントキャプテンB 19の家  
で、B 19から電話で自分の家にB 12課長が来ているので来てほしいと言われてそこに  
来たA 9に対し、「組合をこれからもやっていくのか、どんどん組合員が脱退してお前  
1人になってもやっていくつもりか。ノースの組合のA 1やA 10、A 11なんてのは共  
産党の運動員なんだぞ、空港警察も彼等をマークしているんだ。そんな危険なところ  
へお前をおいて置くのは心配だ。お前がこのホテルに入る時も入りたいという人間は  
いっぱいいた。そんな中でおれはお前を入れたんだ。これから先組合の勉強もしっか  
りやって委員長にでもなるというのならおれもこれ以上は言わないが、これが残され  
た最後のチャンスなんだ。お前を救ってやる最後のチャンスなんだ」と言った。

A 9はB 12課長に対する入社の際の恩義とか上司にとって可愛い従業員でありたい  
と思ったこと及びその場の雰囲気から、B 12課長に何か書くものはないかという  
と、B 12課長はカバンの中から脱退届の見本、会社の代表取締役B 1宛の「私は現在組合  
を抜け、組合員ではありません」という文書の見本及び便せんを出してA 9に渡した  
ので、A 9は脱退届を書き、その後B 12課長に渡した。

(この脱退届は会社から組合に郵送された。)

- (4) 9月6日16時頃、B 12課長は、カクテルラウンジで組合員であるホテルレストランの  
ウェイターA 12(以下A 12という。)に対し、組合加入したのは自分の意思であったのか  
どうかを確認後、「組合ができると仕事がおもしろくない。今までみんな仲良くやってき  
たのだからこれからも仲良くやっていこうよ。組合がホテル独自のものであり、ホテル  
労連のものならいいのだが、また、フライトキッチン共産党で自分の要求なんか通ら

ないぞ、もう少し自分を大切にしたい方がいい」と言った。

(5) 9月6日18時10分頃、B12課長は、組合員であるホテルレストランウエイトレスA13（以下A13という。）をホテル1階の料飲部事務所に呼び向かいあうように座りA13に対し、「A13ちゃんは組合のことは全く何も知らないだろう」と言ったので、A13がうなずいていると、「あなたはまだ若く未熟で社会経験もないんだから組合に入ると私的なこともできなくなって組織の大きな力に負けてしまうよ」、「世間にはもっと大変なところがあって仕事もきつい。そういう中で組合も作らないで耐えている人もいるんだからそういうことも考えてみなさい」、「その組合もホテル独自のものであればいいけれども、外部のノースの組合であるので、利用されてしまうだけだ。ノースのフライングキッチンには共産党だ」、「レストランの女の子はすぐやめてしまう。だから、あなたも組合に入っても中途半端に終わってしまう。組合というのは責任のあるところだから中途半端なままでは結局やってはいけない。組織の中では責任があるのだから、どっちみちすぐやめるのならそんなことやらなくてもよい」、「ぼくも一応会社の組織の中にあるのだからぼくの立場もわかってほしい」と言った。

(6) 9月8日16時頃、B12課長は、組合員であるホテルレストランウエイトレスA14（以下A14という。）をカクテルラウンジに呼び、A14の組合加入の有無を尋ね、同人が入っていると答えると「自分もかつてはヒルトンホテルで組合活動をしてきているので組合を理解するが、その形態が問題である。どうしてホテル独自の組合を作らないのだ」と言った。そしてA14にどのような点に不満があったのかと尋ねた後「今まで気付かずにいてすまなかった。しかし、もう一度会社に賭けてみないか」と言い、A14が今の組合でやっていくつもりだと言うと「これからは対立の立場になってしまうのだね」と言った。

(7)① 9月10日17時頃、B11部長は、ホテル1階守衛所の前でA14を呼び会議室に連れて行き、そこでA14に「組合に入っているということを聞いて残念に思う。組合を作るのが悪いとは言わないが、問題点があるならば自分と共に総支配人のところへ行こうではないか。自分を信じて欲しい」と言った。

② 翌11日16時30分頃、B11部長は、A14の家に電話をし、「佐原の駅前まで出て来てほしい」と言ったが、A14が断ると「とにかく、ノースウェストの組合はアカで空港警察にリストアップされている様な人達ばかりと聞いている。そんな危険な中に預っている部下の者が入っていくのを見すごすことはできない。早く抜けてほしい。駅前まで出て来てくれなければ家まで行く」と言った。そしてA14が今のところ組合を脱退する気持は全くないと答えると「それ程までに気持が固まっているとは思わなかった。これからは今までの様な信頼関係は成り立たないのだね」と言った。

(8) 9月12日、B12課長は、組合員であるホテルレストランウェイターA15（以下A15という。）に成田ホリディインホテルでの婚礼のヘルプのアルバイトの打合せに行くよう命じ、15時20分頃同ホテルで同人と落ち合い、A15を同ホテルの担当者に紹介した後、A15が担当者との打合せが終るのを待って、16時頃A15に「少し話があるからちょっと待ってくれ」と言って引きとめたが、そこに勤務時間中のB11部長が同ホテルに現われ、A15に「話がある」と言った。A15は話はしたくない旨言ったが、B11部長はA15と肩を組んで「とにかく話があるから部屋に行こう」と言って3人で同ホテル2階にある客室に入った。そこでB11部長は「何でもいいから言いたいことがあれば言ってくれ」と言った。A15は「組合に入っている人間は思うところあって信念をもってやっているのだからただ見守って好きなようにやらせてくれ、自分もこの組合で勉強したい」と答えたところ、B12課長は「そんな公に認められていない組合に入ってどうする。やめてしまえ」と言った。その後、A15は会社とノースウェストとの関係等につきB11部長、B12課長の両名に質問したが、両名は十分に答えられないということでB11部長の電話連絡によりB2総支配人がその場に来て説明した。そしてB2総支配人が帰った20時過ぎ、B11部長はA15に対し「とにかく一緒にもう一度やりなおそう。ぼくらは何しに来たかわからないのでとにかくこれを書いてくれ」と言って所持のカバンの中から脱退届のサンプル、用紙、万年筆を出し、脱退届のサンプルを示してA15に脱退届を書かせ、B11部長が預った。（後日、この脱退届は会社から組合に郵送された。）

(9) その他の脱退者について

会社は9月5日以降13日までの間にホテル支部組合員A16ほか27名に「私の自由意思で脱退する」の文言を含むホテル支部委員長A2宛の脱退届をそれぞれ作成させ、会社に提出させてこれを一括して組合に郵送した。

## 第2 判断及び法律上の根拠

### 申立人の主張

ホテル勤務の従業員は昭和54年9月2日ホテル支部を結成し、同月4日組合はその旨を会社に文書を提出して通知し、公然化したが、会社は組合を嫌悪して、次のとおり職制を指示指導して組合員の脱退工作を図り、また職制は会社の指示指導に従い脱退工作を実行した。即ち、

- (1) 会社は9月4日夜のホテル別館（通称アネックス）における会議において、職制に対し、従業員の組合加入の有無を確かめ、加入者に対しては脱退工作をするよう指示した。また会社は翌5日朝には申入書を会社の従業員食堂の壁に張り出して会社が支部を認めないとの方針を従業員に周知させるとともに、5日夜には東京銀座の銀座東急ホテルに職制を集めて脱退工作の指導徹底を図った。
- (2) 上記会社の脱退工作の指示指導に基づき下記のとおり職制が脱退工作をした。
  - ① B6部長は9月5日12時頃ホテルのオペレーター室において、A5に、同日13時頃ホテル客室2206号室において、B9に、同日14時30分頃同室において、A6に、同日15時20分頃オペレーター室の控室において、B4に対し個別に脱退工作をした。
  - ② B12課長は9月5日13時40分頃ホテルのカクテルラウンジにおいてB11部長とともにA7に、また、9月6日16時30分頃カクテルラウンジにおいて単独で同人に、9月6日15時40分頃カクテルラウンジにおいてA9に、また、9月11日11時30分頃アシスタントキャプテンB19の家でA9に対し、9月6日16時頃カクテルラウンジにおいてA12に、9月6日18時10分頃ホテルの料飲部事務所においてA13に、9月8日16時頃カクテルラウンジにおいてA14に、9月12日16時頃成田ホリディインホテルにおいてB11部長とともにA15に、それぞれ脱退工作をした。
  - ③ B11部長は上記A14に対し、9月10日17時頃にはホテルの会議室に同人を呼んで、

9月11日16時30分頃には同人の家に電話で脱退工作をなし、また、B12課長とともに上記A7及びA15にそれぞれ上記のとおり脱退工作をした。

- (3) 上記の外、職制は9月5日から9月13日までの間に組合員A16外27名に対し組合脱退届を書かせて組合脱退工作をした。

#### 被申立人の主張

- (1) 会社は申立人主張のホテル支部結成通知が9月4日に組合から文書で提出されたことは認めるが、会社が職制を指示・指導して組合員の脱退工作を図ったことはなく、また、職制が脱退工作を実行したこともない。
- (2)① B6部長が申立人主張の日時に申立人主張の場所において、A5、B9、A6及びB4にそれぞれ会って組合加入の有無を尋ねたことはあるが申立人主張のような脱退工作をした事実はない。B6部長は部下である同人等が上司であるB6部長に平素不平不満を言ったことがないのに突然組合に加入したと答えたので、上司として、同人等の不満をどうして知り得なかったかを知りたく、組合加入の動機を純個人的発想から尋ねたに過ぎない。
- ② A6との話は、同人がチーフドライバーであるため、新人ドライバーであるC1、C2両名の管理教育等の指導を同人に依頼する話をしただけである。
- ③ B4との話は、オペレーターのC3が9月3日に落馬して負傷をしたが同人の9月5日の勤務時間が19時から23時までとなっていたので、チーフオペレーターであるB4に会って、C3が出勤できるか否か、出勤できないときのスケジュールがどうなっているかを確かめただけである。
- (3)① B12課長は組合結成の事実を9月5日の昼前に組合のビラ及び会社が従業員食堂に掲示していた組合に対する申入書を見て初めて知ったが、正式に会社から組合結成の事実を知らされたのは9月5日夜20時過ぎの銀座東急ホテルにおける会議に出席してからである。B12課長は9月4日夜のアネックスの会合にも出席しなかった。従って9月5日にB12課長がA7に脱退工作をしたことはない。B12課長が9月5日カクテルラウンジでA7とした話は、3月1日に入社して会社の独身寮で寝泊りしていたレ

ストランウェイターA 8が1週間位で独身寮を飛び出したので、同人の直接上司であるA 7にその事情を確めただけである。

② B 12課長は9月6日午後料飲部事務所でA 13と会って組合加入の有無を尋ねたことはあるが脱退工作をしたことはない。当日のA 13との話は、同人がその年の夏に他の従業員と一緒にホテルの外人の男客の家に招かれて行ったことがあるが、その時その客の持物がなくなったとのことで、その客からホテルに苦情が入ってきていたので、今後はホテルの男客と特に個人的に親しくならないようにと、私生活上の助言をしただけである。

③ B 12課長が申立人主張のようにA 7、A 9、A 12及びA 14に対し脱退工作をした事実は全然ない。カクテルラウンジはレストラン従業員の休憩の場所でもあるので、B 12課長が同人等と個別に雑談を交したことがあったかも知れないというに過ぎない。

④ B 12課長がB 11部長とともにA 15に脱退工作をした事実は全然ない。脱退届はA 15が自発的に書いたものである。すなわち、A 15は当日、ノースウェストと被申立人会社との関係につきB 12課長とB 11部長に色々質問をしたが、この両人がA 15を納得させるだけの説明をすることができなかつたので、B 11部長からの電話連絡を受けてそこに来たB 2総支配人がA 15の質問に対し誠意をもって十分な説明をしたので、A 15は疑問が解消したと納得し、自発的に組合を脱退することになって、脱退届を書いたに過ぎない。

(4)① B 11部長はB 12課長とA 7がカクテルラウンジで話をしているときに偶然に同席したに過ぎず、B 12がA 8のことをA 7に話しているのを傍らで聞いていただけである。A 7に対して脱退工作をした事実は全然ない。

② B 11部長はA 14に対し脱退工作をした事実はない。B 11部長は9月10日には守衛所の前あたりでA 14に「話があるから」と呼びとめられたので、2人で会議室に行き、同人から「仕事をしていくうえでやりにくいことがある」と言われたので「キャプテンに事実を確めてから返事をする」と答えて、その場は10分位で別れ、翌11日、A 14から話された事実を調べた結果を勤務を終えて帰宅したA 14にホテルの料飲部事務室

から電話で回答しただけである。

- ③ B11部長はA15に対してB12課長とともに脱退工作をしたことはない。A15が脱退届を書いた経緯は、B12課長に関する上記(3)の④において主張したとおりである。

## 判 断

### 1 会社が職制を指示・指導して組合員の脱退工作を図ったことの有無について

- (1) 組合のA1委員長は、昭和54年9月4日9時半頃電話でB2総支配人に、ホテル支部の役員を同行するから面会したいと申し入れたところ、B2総支配人は、「組合ができたのは今初めて知った。したがってホテルの皆さんにお会いするということではなくて、組合からの通知をまず見せていただきたい。そのためにはA1委員長一人で持ってきていただければよろしいのではないかと答えて(第1の2の(2)①)、A1委員長とホテル支部役員と同席で面会するのを拒否したこと。
- (2) ついで、同日13時頃A1委員長は、組合及びホテル支部連名の同日付文書をもって、ホテル支部の結成並びにホテル支部三役の氏名を通知するとともに、諸々の要求については後日提出するので、その間あらゆる不当労働行為をすることなく、今後は当組合を通じて対処されたき旨を要請し、かつ、同行しているホテル支部役員との面会を再度申し入れたが、B2総支配人は、「会社にはまだ組合ができたという認識はない」、「私もこういうことを担当してから5年の時間的経過があり、物事にうとくなっている」、「会社にもこういう事態に対応する窓口等もない」と言って申し入れを拒否して(第1の2の(2)②)、A1委員長とホテル支部役員との同席での面会を再び拒否し、かつ、ホテル支部の存在を否認しているようにも受けとれる会社の姿勢が窺えること。
- (3) B2総支配人は上記のごとくホテル支部公然化の通知に接するや、早速同日14時頃ホテルの総支配人の事務室にB6部長、B11部長、B15部長及びB3課長の4名を電話で招集してホテル支部の結成通知がなされたことを伝えて(第1の4の(1))、まず、ホテル職制の首脳部にホテル支部結成の事実を知らせ、ついで同日18時過ぎには、総務課の事務室があるホテル別館(通称アネックス)にB2総支配人、B6部長、B11部長、B15部長、B3課長、経理課長B16及び調理長B10らが参集し、その席上B2総支配人は「ど

こら辺に問題があって組合ができたのだ」と詰問したところ、B 6 部長以下が「全くわからない」と答えたので、B 2 総支配人は、「君らは管理職としてなっちゃいねえじゃないか」と言って、管理職として部下の掌握に関する不手際を叱責し、「今後そういうことのないようにみんなを引っばっていけ」と申し渡し、その夜のうちに、東京在住の会社の役員と協議して、組合対策を決定した（第 1 の 4 の(1)）。B 2 総支配人のこの言動にはホテル支部結成に対する憤懣の情がありありとあらわれ、ホテル支部の存続を許さないとする決意の程が窺えること。

(4) そして翌 5 日朝には、早速「申入書」を従業員食堂の壁に張り出し、かつ、ホテル支部委員長宛にこの「申入書」を交付したが、この「申入書」の文言はことさらホテル支部結成手続に疑問を投げかけホテル支部の存在を否定するような内容を含むものであり（第 1 の 4 の(2)）、この「申入書」を読んだホテル従業員に対して会社はホテル支部の存在を認めないとの印象を与えようとする意図がありありと窺えること。

(5) そして、B 2 総支配人は、5 日夜には、B 15 部長、B 11 部長、B 6 部長、B 3 課長、調理長 B 10、フロント課長 B 7、B 12 課長、ベルキャプテン B 5 らを東京銀座の銀座東急ホテルに緊急招集し、職場のセクションごとの勤務表（月間ワーク・スケジュール）を持ち寄って、従業員一人一人について組合加入・脱退の状況を点検させるとともに、管理職の不手際を再び叱責して（第 1 の 4 の(3)）、もって、ホテル支部組合員の組合脱退状況を確認するとともに職制幹部一同を叱咤激励していること。

(6) そして、組合対策実施の初日である 9 月 5 日から B 6 部長は、A 5、B 9、A 6、B 4 に組合脱退を慫慂し、B 12 課長、B 11 部長もそれぞれ B 6 部長に続いてホテル支部組合員に対し組合脱退を慫慂した事実があること（第 1 の 5 の(1)乃至(8)）。

(7) さらに、9 月 5 日から 9 月 13 日までの短期間内にホテル支部組合員 33 名に脱退届を提出させていること（第 1 の 5）。

(8) B 2 総支配人は 5 年前には、ノースウェスト航空会社の人事部長として組合と団体交渉をした経験者であり（第 1 の(2)②）、この団体交渉を通じて組合の組合活動を熟知しているものと推定できること。



(9) 会社が集めた脱退届の文言中には「私の自由意思で脱退する」との文言が記載されて（第1の5の(9)）いるが、この文言自体ホテル支部組合員が自発的に記載したとみることは極めて不自然であること。

以上を総合すれば、B2総支配人は組合を嫌悪するの余り会社の役員と協議して会社職制全員によるホテル支部のせん滅を企図し、それを実行したものと解するのが相当であって、B2総支配人の行為は被申立人の行為として被申立人に帰責される。この行為は申立人組合の組合運営に対する支配介入であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

## 2 管理職の言動について

### (1) B6部長について

9月5日、B6部長が、部下のA5に対しては、組合加入の有無を確認するとともに、「組合をやめる気はありませんか」（第1の5の(1)①）、同B9に対しては、組合脱退の意思の有無を確認するとともに、「スーパーバイザーが組合に入ることは好ましくない。会社側に立ってほしい」、「組合活動を続けると会社がどのような態度に出るかわからない」（第1の5の(1)②）、同A6に対しては、組合加入の有無を確認するとともに、「組合に加入したことについて相談が無かったのは残念です。今からでも脱退する気はありませんか」（第1の5の(1)③）、同B4に対しては、組合脱退の意思の有無等を確認するとともに、「スーパーバイザーの組合への加入は会社側につくべき立場の人間の行為として好ましくない」（第1の5の(1)④）と言って、それぞれ組合からの脱退工作を行い、B9及びB4の両名を組合から脱退させたこと（第1の5の(1)②④）。

### (2) B12課長とB11部長について

① 9月5日、B11部長がB12課長と意を通じて、部下のA7に対し、組合加入を確認すると、B12課長は「どうして組合に入ったのか」、「A7君の入っている組合は独自の組合でなく外部のノースの組合に加入している。それが心配だ」、「会社は、組合のためにごたごたするのならば利用客を他のホテルに回して2年間ぐらいホテルを閉鎖することもできる。また、配膳会に仕事を請負わせてあなた方の仕事をとりあげるこ

ともできる」、「ホテルはオープンして1年半と間もない。3年、4年と長い目で見てくればそういう不平不満もだんだん改善されてくる。だから長い目で見てくれ」、「ホテルはどこでも労働条件は余りよくない。私もいくつかホテルを回っているが、B2総支配人というすばらしい人間にめぐりあえた。私はあの人を信用しているのであの人に賭けてやっていきたい。だから、一緒に賭けてみないか。組合加入を考え直す気はないか」、また、B11部長は「組合に入っているといままでのように自由に仕事を頼めなくなる」(第1の5の(2)①)、と言ってそれぞれ組合からの脱退工作をしたこと。

② 9月12日B11部長及びB12課長が意を通じて部下のA15に対し、B12課長が「そんな公に認められない組合に入ってどうする。やめてしまえ」と言い、また、B11部長が「とにかく一緒にもう一度やりなおそう。ぼくらは何しに来たかわからないのでとにかくこれを書いてくれ」と言って脱退届を書かせて、組合から脱退させたこと(第1の5の(8))。

(3) B12課長について

① 9月6日、B12課長が部下のA7に対し、「考えは変わったか」、「A7君みたいに仕事を一生懸命やるし伸びる人間が組合関係で活動するのは好ましくない。また、将来、他のホテルに移るような場合、組合活動をしていたことがずっとついて回って不利になる」と言って(第1の5の(2)②)、組合からの脱退工作をしたこと。

② 同日、B12課長は部下のA9に対し、組合加入を確認すると「どうして入ったんだ」「大分組合に染まったな」と言って(第1の5の(3)①)、同人の組合加入を非難したこと。

③ 9月11日、B12課長が部下のA9に対し、「組合をこれからもやっていくのか。どんどん組合員が脱退しており、お前1人になってもやっていくつもりか。ノースの組合のA1やA10・A11なんてのは共産党の運動員なんだぞ、空港警察も彼等をマークしているんだ。そんな危険なところへお前を置いておくのは心配だ。お前がこのホテルに入る時も入りたいという人間はいっぱいいた。そんな中でおれはお前を入れたんだ。これから先、組合の勉強もしっかりやって委員長にでもなるというのなら俺もこれ以

上は言わないが、これが残された最後のチャンスなんだ。お前を救ってやる最後のチャンスなんだ」と言って、同人を組合から脱退させたこと（第1の5の(3)②）。

④ 9月6日、B12課長が部下のA12に対し、組合加入したのは自分の意思であったかどうかを確認するとともに、「組合ができると仕事がおもしろくない。今までみんな仲良くやってきたのだからこれからも仲良くやっていこうよ。組合がホテル独自のものであり、ホテル労連のものならいいのだが、また、フライトキッチンが共産党で自分の要求なんか通らないぞ、もう少し自分を大切にしたい方がいい」と言って（第1の5の(4)）、組合からの脱退工作をしたこと。

⑤ 同日、B12課長が部下のA13に対し、「あなたはまだ若くて未熟で社会経験もないんだから、組合に入ると私的なこともできなくなって組織の大きな力に負けてしまうよ」、「世間にはもっと大変なところがあって仕事もきつい。そういう中で組合も作らないで耐えている人もいるんだから、そういうことも考えてみなさい」、「その組合もホテル独自のものであればいいけれども、外部のノースの組合であるので、利用されてしまうだけだ。ノースのフライトキッチンは共産党だ」、「レストランの女の子はすぐやめてしまう。だから、あなたも組合に入っても中途半端に終わってしまう。組合というのは責任のあるところだから中途半端なままでは結局やってはいけない。組織の中では責任がある。どっちみちすぐやめるのなら、そんなことやらなくてもよい」、「ぼくも一応会社の組織の中にあるのだからぼくの立場もわかってほしい」と言って（第1の5の(5)）、組合からの脱退工作をしたこと。

⑥ 9月8日、B12課長が部下のA14に対し、組合加入を確認すると「自分もかつてヒルトンホテルで組合活動をしてきているので組合を理解するが、その形態が問題である。どうしてホテル独自の組合を作らないのだ」、「もう一度会社に賭けてみないか」、「これからは対立の立場になってしまうのだね」と言って（第1の5の(6)）、組合からの脱退工作をしたこと。

#### (4) B11部長について

① 9月10日、B11部長が部下のA14に対し、「組合に入っているということを聞いて残

念に思う。組合を作るのが悪いとは言わないが、問題点があるのならば自分と共に総支配人のところへ行こうではないか。自分を信じてほしい」と言って（第1の5の(7)①）、組合からの脱退工作をしたこと。

② 9月11日、B11部長が部下のA14に電話をし、「ノースウェストの組合はアカで空港警察にリストアップされている様な人達ばかりと聞いている。そんな危険な中に預かっている部下の者が入っていくのを見すごすことはできない。早く抜けてほしい」、「それ程までに気持が固まっているとは思わなかった。これからは今までの様な信頼関係は成り立たないのだね」と言って（第1の5の(7)②）、組合からの脱退工作をしたこと。

(5) 以上を総合すると、B6部長、B12課長及びB11部長の行為は、被申立人会社の総支配人であるB2総支配人から命ぜられて被申立人会社のために、申立人組合を嫌悪してホテル支部を壊滅せしめんとしたものである。

(6) 被申立人は、

① B6部長のA6に対する言動について、チーフドライバーであるA6に新入ドライバーC1、C2両名の管理教育等の指導を依頼する話をしたに過ぎない。

② B6部長のB4に対する言動について、オペレーターのC3が落馬して負傷したことに関連した話をB4としたに過ぎない。

③ B12課長の9月5日A7に対する言動について、独身寮を飛び出したA8の事情をその直接の上司であるA7に会って確めたに過ぎない。

④ B12課長のA13に対する言動について、A13が外人の男客と余り親しくなりすぎないようにと私生活上の助言をしたに過ぎない。

と主張して争っているが、それぞれ脱退を慫慂された本人らの供述に具体的真実性があり、被申立人のこれらの主張は、当審問におけるB6部長B12課長及びB11部長の虚構の供述に基づくものであるから採用できないこと。

⑤ また、B12課長とB11部長のA15に対する言動について、A15がノースウェストと被申立人会社との関係について疑問を有し質問に対する回答を求めたのに対し、電話連絡によりその場にきたB2総支配人から誠意ある説明を受けて疑問が解消した結果、

自発的に脱退届を書いたものであると主張しているが、B 2 総支配人から被申立人主張の如き説明がなされた事実はある（第 1 の 5 の(8)）としても、A15が自発的に脱退届を書いたとは到底考えられず、B11部長が脱退届の文例と筆記用具を用意して持参した事実等を勘案すれば、B12課長及びB11部長のA15に対する言動についての前記認定（第 1 の 5 の(8)）を覆えすことはできないこと。

(7) その他の脱退者について

会社は、9月5日以降13日までの間にホテル支部組合員A16外27名に「私の自由意思で脱退する」の文言を含むホテル支部委員長A 2宛の脱退届をそれぞれ作成させ、会社に提出させてこれを一括して組合に郵送したこと（第 1 の 5 の(9)）。

以上の次第であるから、B 6 部長等の行為は被申立人に帰属させらるべきものであって、申立人組合の運営に支配介入する行為であり、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為である。

よって、労働組合法第27条、労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和55年 7 月 22 日

千葉県地方労働委員会

会長 新 垣 進